

平成 24 年 6 月盛岡市議会定例会  
提出発議案

平成 24 年 7 月 6 日提出

発議案第 1 号 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書について  
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣, 財務大臣, 厚生労働大臣,  
経済産業大臣, 衆議院議長, 参議院議長)

発議案第 2 号 こころの健康基本法の制定を求める意見書について  
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣, 文部科学大臣, 厚生労働大  
臣, 衆議院議長, 参議院議長)

※ ( ) 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第1号

父子家庭に対する支援の充実を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成24年7月6日

提出者	盛岡市議会議員	高	橋	重	幸
賛成者	盛岡市議会議員	金	沢	陽	介
〃	〃	鈴	木	礼	子
〃	〃	大	畑	正	二
〃	〃	細	川	光	正
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 村田芳三様

## 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書

ひとり親家庭への経済的支援として、母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当等の法制度が整備されていますが、支援の対象が母子家庭とされているものがほとんどで、父子家庭への支援は限られています。

東日本大震災により配偶者が死亡、あるいは行方不明となり父子家庭となった世帯も多くありますが、遺族基礎年金や母子寡婦福祉資金貸付金の対象とならず、父子家庭への支援策は皆無に近い状況です。突然伴侶を失う、生業や住居を失う、更には家や車の債務を負うといった震災被害に対して、父子であるか母子であるかにかかわらず、等しく支援することが求められています。

よって、国においては、ひとり親家庭への平等な支援のため、父子家庭への支援の充実を図るよう、以下の実現を強く求めます。

### 記

1. 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族年金が支給されるよう、必要な措置を行うこと。
2. 東日本大震災により父子家庭となった世帯への支援策として、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難雇用開発助成金について父子家庭も対象とするように早急に見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年7月6日

盛岡市議会

発議案第2号

こころの健康基本法の制定を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成24年7月6日

提出者	盛岡市議会議員	高橋重幸
賛成者	盛岡市議会議員	金沢陽介
〃	〃	鈴木礼子
〃	〃	大畑正二
〃	〃	細川光正
〃	〃	伊達康子
〃	〃	守谷祐志

盛岡市議会議長 村田芳三様

## こころの健康基本法の制定を求める意見書

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、300万人を超えています。年間3万人を超える自殺者や、ひきこもり・虐待の増加など、こころの健康と精神疾患の問題は、生命・健康及び生活に影響を及ぼす重大な問題となっています。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応じられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、健康・生活被害指標（DALY指標）により、先進諸国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であると指摘しています。

平成22年5月末、厚生労働大臣に提出された「こころの健康政策についての提言書」には①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援の3つを軸として国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を強く求めており、この提言を受けて、平成23年12月1日には国会に超党派の「こころの健康推進議員連盟」が立ち上がり、平成24年の通常国会で「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」実現に向けた推進体制が確立されましたが、現在、まだ制定に至っておりません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を速やかに実行することが必要です。

よって、国においては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年7月6日

盛岡市議会